

生徒心得

私たちは、名古屋工科高等学校の生徒としての誇りと責任をもち、生徒心得を遵守し、勤勉さと創意工夫の精神をもった工業人を目指す。

1 登下校について

- (1) 安全に気をつけ、時間には余裕をもって登校する。
- (2) 欠席、忌引、遅刻、早退は原則として事前に保護者より申し出る。無断での欠席等は厳禁である。
- (3) 遅刻した際は、理由を問わず、職員室にて「入室許可証」を記入し、担任又は教科担任に提出する。早退する際も同様に、職員室にて「早退願」を提出する。
- (4) 登下校は常に交通規則・道徳を守り、公共交通機関では乗車マナーを守る。
- (5) 通学に使用する自転車は、所定の場所に駐輪し、必ず施錠する。
- (6) 業後は速やかに帰宅し、基本的な生活習慣を心がける。

2 礼法について

- (1) 挨拶と礼儀は、人間関係を築く基本であり、「ありがとうございます」「失礼します」など、場に適した挨拶を心がける。
- (2) 目上の人に対しては、適切な敬語を使うなど、正しく心豊かなことば遣いを心がける。
- (3) 職員室に入室する際は、入室のマナーを守る。

3 服装・所持品

- (1) 身分証明書は常に携帯し、紛失した場合速やかに再交付の手続きを行う。
- (2) 所持品には必ず記名する。

(3) 不要物は基本的に校内に持ち込まない。また、 unnecessary 金銭や貴重品も持参しない。

(4) 拾得、紛失、盗難があった場合は、担任へ届け出る。

4 校内

(1) 公共物を大切にし、万一破損したときは、速やかに担任へ届け出る。

(2) 環境の美化、整理・整頓に努める。

(3) 校舎内は指定の上履きを使用し、土足を厳禁とする。また、上履きで校外に出ない。

(4) 出版、放送、掲示物、印刷物の配布等は、必ず許可を受ける。

(5) 携帯電話やスマートフォンの使用については、授業中のルールを必ず守り、それ以外についてもマナー・モラルに意識をもって使用する。また「歩きスマホ」等危険な行為については校内禁止とする。

(6) 20歳以上においても、校内又は学校近隣において、喫煙行為または喫煙具所持があった場合は、特別指導の対象とする。

5 校外

(1) 常に本校生徒としての自覚をもち、責任ある行動をする。

(2) 交通規則及びマナー・モラルを守り、違反・事故を起こさない。

(3) 長期休業には、「休業中の心得」を遵守し、行動する。

(4) 事故を起こした場合は、速やかに担任および生徒指導部へ届け出る。

6 学生割引証

(1) 学生割引証が必要な場合は、交付願を担任に提出する。

(2) 学生割引証は、他人に譲渡してはならない。

(3) 学生割引証を使用する場合は、身分証明書を携行する。

- (4) 学生割引証で購入した乗車券を他人に譲渡してはならない。
- (5) 学生割引証を使用しなかった場合は、速やかに生徒指導部へ返却する。

9 原付通学について

- (1) 原付使用の目的は、職を有する際、登下校に著しく交通不便が発生する場合とする。
 - (2) 原則として2年生以上とし、有職者に限る。
 - (3) 通学に利用する原付は50cc以下とする。
 - (4) 次の①②に該当する者は、許可をしない。
 - ①車両を改造している者（*整備不良車も含む）
 - ②以下の移動距離に該当する者
 - ア 自宅と学校までが5km未満の者
 - イ 自宅と学校までが15km以上の者
 - ウ 職場と学校までが15km以上の者
- *その他、特別な事情がある場合は、その都度審議する。
- (5) その他、詳細については別途規定による。

10 特別指導について

以下に挙げる、自他ともに生徒の安全・安心を脅かす行為など、特別な指導に該当する行為があったとき、別途定める内規により、主として管理職による指導ならびに別室指導を伴う指導措置をとり、再発防止・学校生活の正常化を図る。

(1) 非行の場合

不良行為については、原則保護者の来校の上、指導する。

- ア 喫煙、飲酒等これに類する不良行為
- イ そのまま放置すれば犯罪行為に発展するおそれがあると認められる行為
- ウ 暴言・暴力、いじめ、器物破損、授業妨害、人権に

関わる内容等

(2) 考査における不正行為の場合

(3) その他、審議により特別な指導が必要な場合

精皆勤生徒の表彰について

- 1 各学年において、1か年皆勤した生徒には、皆勤賞を与える。
(欠課時数1時間未満の者)
- 2 各学年において、1か年精勤した生徒には、精勤賞を与える。
(欠席2日以内かつ欠課時数8時間以内で、遅刻・早退の
合計が10回未満の者)
- 3 4か年皆勤した生徒には、4か年皆勤賞を与える。ただし、当
該年度における1か年皆勤賞は与えない。

忌引について

親族の死亡の場合、次に定める日数以内の期間を忌引とする。なお、葬儀のため遠隔地に行く場合は、往復に要する日数を加算することができる。

父母	7日
子	5日
祖父母	3日
兄弟姉妹	3日
叔父叔母	1日
配偶者	10日
配偶者の父母	3日
配偶者の祖父母	1日
配偶者の兄弟・姉妹	1日
配偶者の叔父・叔母	1日

* 生計を一にする姻族の場合は、血族に準ずる。